

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会会長 様

静岡県くらし・環境部長

「PCB廃棄物処理推進 1,000 日前行動」における PCB 廃棄物の期限内
適正処理推進等に関する周知の協力について（依頼）

日ごろから本県の PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理の推進に御協力いただき、
お礼を申し上げます。

さて、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の東海地方 4 県内における高濃度 PCB 廃棄
物については、2021 年 3 月末の法定処理期限まで、本年 7 月 5 日（木）で残り 1,000 日
を残すのみとなりました。

高濃度 PCB 廃棄物等の処理期限が迫っている中、少しでも多くの県民に PCB 含有
機器の確実かつ適正な処理について御理解いただくため、本県をはじめとする東海地方
の県、政令市等は、本年 7 月を「PCB 適正処理推進月間」とし、高濃度 PCB 廃棄物
等の適正処理について関係事業者を指導するとともに、広報・啓発活動を重点的に実施
することとしました。

つきましては、貴職におかれましてもこの趣旨に御理解いただくとともに、下記のと
おり、貴団体会員や顧客への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 協力をお願いしたいこと

(1) 貴団体会員、顧客等への周知

以下について貴団体会員、顧客等への周知をお願いいたします。

○ 高濃度 PCB 廃棄物の期限内適正処理の推進

PCB 廃棄物の処理期限は PCB 特別措置法により定められており、所有者は、高
濃度の PCB 廃棄物は別表にあるとおり処理しなければなりません。

PCB 含有機器の確認に関するチラシ（2 種類）により、会員への周知をお願い
いたします。

また、貴団体の顧客に対してもできる限り周知していただきますよう併せてお願い
いたします。

○ PCB 含有安定器（照明機器用）の所有者調査の実施

県が所在を把握していない安定器の保有状況を確認し、法定処理期限である 2021
年 3 月末までの残り 3 年間で所有者に確実に処理させるため、7 月下旬から所有者
調査を実施します。

別紙「所有者調査のお知らせ」の周知に御協力ください。

<安定器所有者調査の概要>

調査対象者	昭和 32 年 1 月から昭和 52 年 3 月までに建築された事業用建物（店舗、事務所、倉庫、共同住宅等）の所有者
調査方法	調査票の送付・回収
調査内容	P C B 含有安定器（照明機器用）の所有状況
調査件数	調査票発送件数 約 48,000 通（予定）
実施時期	平成 30 年 7 月 23 日（月）から 8 月 31 日（金）まで

(2) 研修会や説明会等の実施

貴会が実施する定例総会や講習会等において、県から説明する機会をいただきたいので、開催内容を決める際、御連絡くださるようお願いいたします。

<参考> P C B（ポリ塩化ビフェニル）とは

P C Bとは、Poly Chlorinated Biphenyl の略称で、古くから電気機器用の絶縁油など様々な用途で利用されたが、人体への悪影響が明らかになったため、現在では新たな製造が禁止されている。

P C B廃棄物の処理を促進するため、平成 13 年に P C B 特別措置法が施行されている。

<別表> P C B 含有機器の処理期限（静岡県の場合）

区分	機器・形状等	処理施設	処理期限
高濃度	トランス・コンデンサ類 廃 P C B 油 等	J E S C O [※] 豊田事業所 (愛知県豊田市)	2022. 3. 31
	安定器、小型電気機器類、 感圧複写紙、ウエス等の汚染物	J E S C O北九州事業所 (福岡県北九州市)	2021. 3. 31
低濃度	すべて（高濃度以外） (5,000mg/kg 以下)	無害化処理認定施設 (国内 40 の民間焼却施設等)	2027. 3. 31

※ J E S C O…中間貯蔵・環境安全事業株式会社の略で国が 100%出資で設立

(問い合わせ先) 静岡県くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課 産業廃棄物班 三枝 電 話 : 054-221-2424 F A X : 054-221-3553 E メール : hai@pref.shizuoka.lg.jp
--